

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年5月15日

【会社名】 株式会社メディアドゥ

【英訳名】 MEDIA DO Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤田 恭嗣

【本店の所在の場所】 東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号

【電話番号】 (03)6212-5111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 鈴木 克征

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号

【電話番号】 (03)6212-5111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 鈴木 克征

【届出の対象とした売出有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした売出金額】

その他の者に対する割当	45,635,800円
新株予約権の売出価格の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	45,775,800円

(注) 本売り出し金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

該当事項はありません。

第 2 【売出要項】

1 【売出新株予約権証券】

売出数	売出価格の総額(円)	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称
1,400個	45,635,800円 新株予約権の売出価格の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 45,775,800円	徳島県那賀郡那賀町 藤田 恭嗣

(注) 本件売出しの対象となる新株予約権証券は上記所有者が所有する当社が平成28年10月28日の臨時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき発行した(株)メディアドゥ第16回新株予約権です。

(1) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	140,000株 本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 但し、付与株式数は下記(注) 1 の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1 円とする。 但し、行使価格は下記(注) 2 の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	45,775,800円 (注) 但し、下記(注)の定めにより行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に記載の払込金額(行使価額)とする。 2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成31年 3 月1日～平成31年 6 月30日(但し、平成31年 6 月30日が銀行営業日でない場合にはその全銀行営業日までの期間とする。)

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社メディアドゥ 人事総務部 東京都千代田区一ツ橋一丁目一番一号 2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿新都心支店
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権者は、平成29年2月期、平成30年2月期及び平成31年2月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)において、営業利益に減価償却費を加算した額の合計額が2,900百万円以上の場合、本新株予約権を行使することができる。 2. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、従業員又は外部協力者であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 5. 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の15取引日前までに通知したうえで、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。 2 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従い、当社取締役会が定める取得日の15取引日前までに通知したうえで、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。 3 当社は、本新株予約権の発行後、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額を超過した場合、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、本新株予約権者に対し、本新株予約権の全部又は一部の行使を請求(以下「行使指示」という。)することができる。 4 本新株予約権者は、当社から、前号に基づく行使指示を受けた場合には、東京証券取引所における当社の普通株式の出来高を勘案した上で、速やかに行使指示のなされた本新株予約権につき、行使をするよう努める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
---------------------------------	--

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本新株予約権の譲渡日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の譲渡日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。))の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2 【売出しの条件】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容
本新株予約権 1個当たり 32,597円 (新株予約権の 目的である株 式1株当たり 325.97円)	平成29年 5月31日	1個		株式会社メディア ドゥ 人事総務部 東京都千代田区一ツ橋 一丁目1番1号		

(注) 新株予約権受渡期日は平成29年5月31日とします。申込みの方法は本有価証券届出書の効力発生後申込期間内に譲渡契約を締結するものとします。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【譲渡予定先の状況】

1. 子会社の取締役

a. 譲渡予定先の概要

(1) 氏名	子会社役員2名
(2) 住所	(注)1
(3) 職業の内容	子会社代表取締役

b. 提出者と譲渡予定先との間の関係

出資関係	子会社役員2名は、当社株主であります。
人事関係	当社子会社の代表取締役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

2. 当社従業員

a. 譲渡予定先の概要

(1) 氏名	当社従業員2名
(2) 住所	(注)1
(3) 職業の内容	当社従業員

b. 提出者と譲渡予定先との間の関係

出資関係	当社従業員2名は、当社普通株式を保有しておりません。
人事関係	当社の従業員であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

3. 当社外部協力者

a. 譲渡予定先の概要

(1) 氏名	当社外部協力者 1名
(2) 住所	(注)2
(3) 職業の内容	当社の技術顧問

b. 提出者と譲渡予定先との間の関係

出資関係	当社外部協力者1名は、当社株主であります。
人事関係	当社の顧問であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社との業務委託契約の取引関係があります。

- (注) 1. 本新株予約権は、当グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当グループの結束力を強め、子会社取締役、従業員及び外部協力者の貢献意欲や士気を一層高めることにより、企業価値向上に資することを目的として有償にて発行する新株予約権であるため、個別の氏名・住所の記載は、省略しております。
2. 本新株予約権の譲渡予定先である外部協力者1名は、当社に関する業務において重要な機能を担っているため、当社の取締役と実質的に同等の地位にあると考えております。
また、平成29年5月30日開催の弊社株主総会の承認後、弊社取締役へ就任予定であります。
本新株予約権を譲渡することにより、当社の業務に対するコミットメントがさらに強まることとなれば、当グループの業績拡大及び企業価値の増大に寄与することが期待されることから、譲渡対象者に含めております。

4. 譲渡予定先の選定理由

本新株予約権の売り出しは、当グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当グループの結束力を強め、子会社取締役、従業員及び外部協力者の貢献意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上に資することを目的として譲渡するものであります。

5. 譲渡する株式の数

- | | | |
|-------------|----|------------------|
| (1) 子会社役員 | 2名 | 175個(17,500株) |
| (2) 当社従業員 | 2名 | 225個(22,500株) |
| (3) 当社外部協力者 | 1名 | 1,000個(100,000株) |

6. 株券等の保有方針

当社と譲渡予定先との間において、継続保有の取り決めはございません。

7. 払込を要する資金等の状況

当社は、譲渡予定先の本新株予約権の発行に係る払込及び本新株予約権の権利行使に係る資金保有に関し、各譲渡予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭等により確認しております。

8. 譲渡予定先の実態

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係、取引及び交渉をせず、また利用しないことを基本方針としております。反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。そのような中、当然のことではありますが、当社取締役、当社従業員及び当社業務委託者は、反社会的勢力と一切の関係はございません。

また、譲渡予定先に対し、反社会的勢力との一切の取引等の関わりの有無について聞き取り調査を行っており、当社は譲渡予定先が反社会的勢力とは何らの関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

3 【発行条件に関する事項】

売出しのため該当事項はありません。

なお、本新株予約権の譲渡価格の公正価格の算定については、本誌幹部予約権の諸条件、本新株予約権の当社普通株式の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要領及び譲渡予定先との間で締結する予定の譲渡契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とする数値計算法(多変量数値解析法)より譲渡価格を導き出しました。

なお、本新株予約権の譲渡価格の公正価値の算定には、第三者機関である(株式会社スチュワートマクラレン 東京都港区東麻布1-15-6 サンアイBldg 2F 代表取締役 小幡 治)の算定結果である32,597円(1個当たり100株)といたしました。

なお第三者機関による算定の結果として、基礎となる当社株価2,778円(算定基準日平成29年4月22日の終値)、権利行使価格1円、満期までの期間2.20年間、ボラティリティ56.97%(平成28年2月9日から平成29年4月20日の月次株価を利用し年率換算して算出)、安全資産利回り-0.22%(算定基準日の安全資産利回り曲線線から算出される金利を連続複利方式に変換した金利)、配当利率0.32%を参考にしています。

また、本新株予約権の行使にあたり、業績の数値目標を基にした権利確定条件(以下、「業績条件」という。)が付されており、当該業績条件が達成された場合に、新株予約権の行使可能になります。

業績達成条件とその後の権利行使の可能性を見積もるために多変量数値解析法を用いています。

まず、当社の過去の業績の時系列データから当該業績の確率分布を求め、そして、その分布を標準化し、業績条件達成水準を100%点と設定した上で、標準正規乱数を繰り返し発生させ、業績条件達成時に同時に実現する(異なる確率過程で定義される)株価水準の発生の確率を見積り対象新株予約権の算定に反映させています。

業績条件設定に用いたデータ					(単位：百万円)
業績データ	2012年2月期	2013年2月期	2014年2月期	2015年2月期	2016年2月期
営業利益	67	38	252	413	552
減価償却費	311	297	263	203	171
営業利益+減価償却費	855(2017年2月期)				
平均	855(2018年2月期～2019年2月期)				
標準偏差	201(2018年2月期～2019年2月期)				
付帯事項	権利確定条件				
業績条件	新株予約権者は、2017年2月期、2018年2月期及び2019年2月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書において、営業利益に減価償却費を加算した額の累計額が2,900百万円以上の場合、本新株予約権を行使することができる。				

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
藤田 恭嗣	徳島県那珂郡	3,281,000	32.65%	3,281,000	32.19%
大和田 和恵	愛知県豊橋市	500,200	4.98%	500,200	4.91%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	406,500	4.04%	406,500	3.99%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT J PRD AC ISG (FE-AC)	PETERBOROUGH COURT 133 F LEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	376,400	3.75%	376,400	3.69%
株式会社小学館	東京都千代田区一ツ橋2丁目3 番1号	220,800	2.20%	220,800	2.17%
日本スタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	204,500	2.03%	204,500	2.01%
株式会社講談社	東京都文京区音羽2丁目12-21	200,000	1.99%	200,000	1.96%
鈴木 克征	愛知県瀬戸市	126,500	1.26%	126,500	1.24%
山沢 滋	東京都渋谷区	120,000	1.19%	120,000	1.18%
溝口 敦	東京都港区	104,800	1.04%	104,800	1.03%
計		5,540,700	55.12%	5,540,700	54.37%

(注) 1 所有株式数は、平成29年2月28日時点の株主名簿をもとに作成しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

3 割当予定先である子会社取締役、弊社従業員、外部協力者の割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)平成28年5月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第1四半期(自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日)平成28年7月15日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第2四半期(自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日)平成28年10月14日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第3四半期(自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日)平成29年1月13日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成28年5月27日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき平成28年10月21日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成28年11月1日に関東財務局長に提出

8 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき平成29年2月28日に関東財務局長に提出

9 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき平成29年4月7日に関東財務局長に提出

10 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき平成29年4月28日に関東財務局長に提出

11 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき平成29年4月28日に関東財務局長に提出

12 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の規定に基づき平成29年5月9日に関東財務局長に提出

13 【訂正報告書】

訂正報告書(上記6の臨時報告書の訂正報告書)を平成28年10月26日に関東財務局長に提出

14 【訂正報告書】

訂正報告書(上記8の臨時報告書の訂正報告書)を平成29年4月4日に関東財務局長に提出

15 【訂正報告書】

訂正報告書(上記11の臨時報告書の訂正報告書)を平成29年5月15日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年5月15日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社メディアドゥ本店
(東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。